

事業主の皆様へ

マイナンバーに関するよくある質問

大阪府貨物運送健康保険組合

よくある質問

令和6年12月2日に保険証の新規交付が廃止されましたが、保険証廃止に関連するよくあるご質問についてまとめましたのでご確認ください。

Q1

資格取得届や被扶養者異動届に個人番号を記載することは、必須なのでしょうか？
また、個人番号の提出を求めることができる根拠はありますか？

P3

Q2

新規加入者がマイナ保険証を利用するためには、どのような手続きが必要でしょうか？
また、加入者に対してどのような周知が必要でしょうか？

P4

Q3

なぜ、マイナ保険証の利用促進をする必要があるのでしょうか？
そもそもマイナンバーカードの取得は任意ではないのでしょうか？

P5

Q4

「新規加入者がマイナ保険証で保険診療を受けられないのでは」という不安があります。
一律に資格確認書の交付を求めたいのですが、問題ないのでしょうか？

P6

Q1



資格取得届や被扶養者異動届に個人番号を記載することは、
必須なのでしょうか？

また、個人番号の提出を求めることができる根拠はありますか？

A1



個人番号は、健康保険法で資格取得届や被扶養者異動届の届出事項と
なっているため届書への記載が必須となります。※1

ただし、個人番号が未付番である「平成27年10月1日以前から海外に居住している方」の場合は、
個人番号の記載が不要となります。また、出生児は、出生届を提出してから概ね1週間後に個人番号
が払い出されますので、個人番号の払出前の届出の場合は個人番号の記載が不要となります。※2

個人番号の提出を求めることができる根拠は、健康保険法施行規則第24条第5項 に記載されています。

【参考：健康保険法施行規則第24条第5項抜粋】

「事業主は、第一項の届出に関し、被保険者に対し、個人番号の提出を求め、又は同項各号に係る事実を確認すること
ができる。」

※1 住民票上の5情報(漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所)の全てが記載されていれば届出を受付けることも可能ですが、迅速で
正確なデータ登録の観点から個人番号を記載いただきますようお願いいたします。また、本件については、令和5年5月24日に日本経済団
体連合会や日本商工会議所に対して厚生労働省保険課から個人番号等の記載の徹底について協力依頼が発出されています。

※2 個人番号が払い出され後に個人番号をご連絡ください。(海外居住者と出生児以外は、必ず個人番号を記載してください。)

Q2



新規加入者がマイナ保険証を利用するためには、どのような手続きが必要でしょうか？

また、加入者に対してどのような周知が必要でしょうか？

A2



マイナ保険証を利用するためには、新規加入者がマイナンバーカードを作成して保険証利用登録をする必要があります。**新規加入者のマイナンバーカードの保有状況および保険証利用登録状況を確認して未対応の方には、以下を案内してマイナ保険証の利用促進にご協力ください。**

1 マイナンバーカードをお持ちでない方は、まずはマイナンバーカードを取得

申請

※以下から選択

1



スマホから パソコンから
オンライン申請

2



証明写真機
から

3



郵送

受け取り

- ①ハガキが届く
- ②受け取りに行く



詳しくはこちら



マイナンバーカード
総合サイト

2へ

2 マイナンバーカードをお持ちの方は保険証利用の申込み

※以下から選択

スマホから

- ☑ 下記3つを準備

- ①マイナンバーカード
- ②マイナンバーカード読取対応のスマホ
- ③アプリ「マイナポータル」のインストール

マイナポータル



iPhone



Android

STEP1 「マイナポータル」を起動する。

STEP2 「申し込む」をタップする。

STEP3 利用規約等に同意する。

STEP4 マイナンバーカードを読み取る。



セブン銀行ATMで

- ☑ 必要なものは
マイナンバーカード
のみ！

ATM 画面

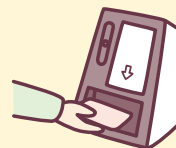
マイナンバーカード
での手続き

健康保険証
利用の申込み



医療機関で

- ☑ 医療機関・薬局
の顔認証付き
カードリーダーか
ら申し込めます



お願い

医療機関・薬局の顔
認証付カードリー
ダーからの申し込み
もできますが、スマ
ホやATMの方法で
速やかに登録をい
ただきますようお願い
します。

Q3



なぜ、マイナ保険証の利用促進をする必要があるのでしょうか？
そもそもマイナンバーカードの取得は任意ではないのでしょうか？

A3



マイナ保険証を利用することで加入者にはメリットがあります。
また、マイナ保険証を利用する加入者が増えることで事業主にもメリット
がありますのでご協力お願いします。

加入者の
メリット

よりよい医療が受けられます！！

- ・マイナ保険証を利用することで過去のお薬情報や健康診断の結果に基づくより良い医療を受けられます。
- ・災害時や救急搬送で普段と異なる医療機関を受診する際も過去の診療情報に基づくより良い医療を受けられます。
- ・マイナ保険証は、転職等により加入保険者が変わってもずっと同じ証を利用できます。



事業主の
メリット

資格確認書の配布などの事務処理コストが軽減できます！！

- ・マイナ保険証をお持ちの方については、原則、保険証に代わる資格確認書を発行いたしません。
資格確認書を交付された場合は、保険証を交付したときと同様、事務処理コストが発生します。
マイナ保険証の加入者が増えることで事務処理コストが軽減されるため、マイナ保険証の利用促進にご協力ください。

【事務処理コスト】

- ①加入者が資格取得した場合に資格確認書を加入者へ配布するコスト
- ②加入者が資格喪失・氏名変更・資格確認書をき損した場合に資格確認書を回収して健保組合へ提出するコスト



Q4



「新規加入者がマイナ保険証で保険診療を受けられないのでは」という不安があります。

一律に資格確認書の交付を求めたいのですが、問題ないでしょうか？

A4



資格取得届や被扶養者異動届を速やかにお届けいただくことで、新規加入者もマイナ保険証で保険診療(自己負担3割分等)を受けることができますのでご安心ください。※

※ マイナポータルでの医療保険の資格情報画面で新しい資格が登録されていること確認することができます。
(マイナポータルでの医療保険の資格情報画面の確認方法は、以下のとおりです。)



なお、例えば届出が遅延した等の理由により、仮に医療機関でマイナ保険証による資格確認を行うことができない場合でも、医療機関の窓口を用意された「被保険者資格申立書」を記載して申し立てることで保険診療を受けることができますのでご安心ください。

資格確認書は、原則マイナ保険証をお持ちでない方に交付するものなので、**一律に交付を求めることはできません**。P5のメリットを受けるためにもマイナ保険証の推進にご協力をお願いします。